

平成30年度

第3回 農業委員会総会議事録

市川市農業委員会

第3回 市川市農業委員会総会議事録

1. 開催日時 平成30年6月7日(木) 午後1時30分から午後2時00分

2. 開催場所 市川市役所仮本庁舎 第2委員会室

3. 農業委員 出席委員 10人

会長	10番	三橋 弘
委員	1番	小川治夫
	2番	宮内純一
	3番	岡本好夫
	4番	石田まさ子
	5番	石橋弘嗣
	6番	伊藤公亮
	7番	宇田川忠好
	8番	石井文夫
	9番	石井利和

欠席委員 0人

4. 議事日程

第1 議事録署名委員の指名

第2 会議書記の指名

第3 付託調査班(委員)の指名

第4 議案第1号	平成29年度市川市農業委員会活動計画の点検・評価及び 平成30年度市川市農業委員会活動計画について	1 件
議案第2号	農地法第5条の規定による許可申請について	1 件
議案第3号	平成30年度第2次農用地利用集積計画の決定について	1 件
報告第1号	農地法第4条又は第5条の規定による農地転用の届出について 事務局長専決分	33 件
報告第2号	地目変更登記に係る回答について	3 件

5. 農業委員会事務局職員

局 長	谷地	正道
次 長	石井	啓友
主 幹	鈴木	忠弘
副主幹	田中	恒平

6. 会議の概要

発言者	内 容
議 長	<p>定刻になりましたので、平成30年度第3回市川市農業委員会定例総会を開会いたします。</p> <p>本日の定例総会の出席状況でございますが、委員10名中、10名出席しております。</p> <p>「農業委員会等に関する法律第27条第3項」の規定により、本日の会議が成立いたしますことをご報告いたします。</p> <p>それでは、議事日程に従いまして、会議を進めてまいります。</p> <p>市川市農業委員会会議規則第9条第1項に規定する議事録署名委員の指名でございますが、議長から指名させていただくことにご異議ございませんか。</p>
各 委 員	<p>異議なし</p>
議 長	<p>それでは、7番の宇田川委員、8番の石井文夫委員にお願いいたします。</p> <p>なお、本日の会議書記には、事務局職員の鈴木主幹、田中副主幹を指名いたします。</p> <p>次に、来月分の調査班を指名いたします。</p> <p>農地班は、第4班で、7番の宇田川委員と8番の石井文夫委員です。</p> <p>農政班は、第2班で、3番の岡本委員と4番の石田委員です。</p> <p>それでは、本日の議事でございますが、議案第1号から議案第3号までと、報告第1号から報告第2号まででございます。</p> <p>慎重なるご審議をいただきますよう、お願いいたします。</p> <p>議案第1号「平成29年度市川市農業委員会活動計画の点検・評価及び平成30年度市川市農業委員会活動計画について」、審議いたします。</p> <p>事務局から議案の説明をお願いします。</p>
事 務 局	<p>議案第1号 平成29年度市川市農業委員会活動計画の点検・評価及び平成30年度市川市農業委員会活動計画についてご説明いたします。</p> <p>議案の1ページをお願いいたします。</p> <p>本件は、平成28年3月4日付の農林水産省経営局農地政策課長通知「農</p>

業委員会事務の実施状況等の公表について」に基づきまして、平成29年度活動計画の点検・評価を行うと共に、平成30年度活動計画を作成するものでございます。

お手元でございます、「別紙1」の「平成29年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価（案）」をお願いいたします。

1ページ目は、農業委員会の状況となっております、平成29年4月1日現在の、1として農業の概要と、2として農業委員会の体制でございます。

2の農業委員会の体制につきましては、旧制度に基づいたものと、任期満了後の新制度に基づいた体制でございます。

次に、2ページ目は、担い手への農地の利用集積・集約化に関する評価でございます。

内容についてご説明いたします。

29年4月現在の利用集積面積は、4.41ヘクタールでございました。

これを基に29年度の集積目標を5.16ヘクタールとし、0.75ヘクタール増の利用集積を図る目標に対しまして、新規に0.1ヘクタールございましたが、利用集積の解消が0.2ヘクタールございましたので、合計ではマイナス0.1ヘクタールとなり、4.31ヘクタールの実績となります。

活動実績の内容は、ご覧のとおりでございます。

評価の案といたしましては、利用意向調査結果を踏まえた目標値の見直しが必要としております。

やはり、意向調査での情報が少ないため、今後は、遊休農地に対する意向調査や利用集積への理解を深めるような対策も必要になるかと考えております。

続きまして、3ページ目をお願いいたします。

新たに農業経営を営もうとする者の参入促進についてでございます。

26年度から28年度までの3年間では、新規参入者は28年度に1経営体ございました。

29年度は参入目標の1経営体に対して、新たな参入実績がございませんでした。

活動実績の内容は、ご覧のとおりでございます。

評価の案といたしましては、広報スタンドにリーフレットを設置するだけ

でなく、農業委員会だより等で広く周知を図る必要があると考えております。

続きまして、4ページ目をお願いいたします。

遊休農地に関する措置に関する評価でございます。

昨年、4月現在の遊休農地面積は29.3ヘクタールでした。

昨年の11月に農業委員及び農地利用最適化推進委員の皆様方に実施していただきました、農地の利用状況調査の結果、29年度の遊休農地解消の当初目標0.5ヘクタールに対しまして、8.3ヘクタールが解消でき、目標を達成いたしました。

目標の達成に向けた活動は、ご覧のとおりの実績でございます。

評価の案といたしましては、あらたな遊休農地が発生していることから、遊休農地の情報を把握できる機関とも綿密な連携をとりながら、活動を進めていく必要があるものと考えております。

続きまして、5ページ目 違反転用への適正な対応でございます。

29年4月現在の違反転用面積は0.2ヘクタールございました。

23年度に発生した、0.2ヘクタールにつきましては、いまだ解消されておられません。

活動実績の内容は、ご覧のとおりでございます。

評価の案といたしましては、違反転用者に対しましては既に勧告をしており、千葉県とともに是正指導中ではございますが、計画どおり活動できておりますので、概ね達成できたとしております。

続きまして、6ページ目をお願いいたします。

農地法等によりその権限に属された事務に関する点検では、1の農地法第3条に基づく許可事務について、2の農地転用に関する事務について、また、7ページ目では、3の農地所有適格法人からの報告への対応について、4の情報の提供等について、いずれも、ご覧のとおりの実績でございます。すべて適正に事務を実施しております。

最後に、8ページ目をお願いいたします。

地域農業者等からの主な要望・意見及び対処内容でございますが、特にございませんでした。

次に、事務の実施状況の公表等についてでございますが、1の総会等の議事録の公表は、市公式ウェブサイトなどで公表しております。

3の活動計画の点検・評価の公表も市公式ウェブサイトなどで公表しております。

「平成29年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価（案）」の説明については、以上でございます。

続きまして、お手元の「別紙2」の「平成30年度の目標及びその達成に向けた活動計画（案）」をお願いいたします。

1ページ目の、1の農業委員会の状況でございますが、農家・農地等の数値につきましては、2015農林業センサス等を基に記入しております。

次に2ページ目をお願いいたします。

2の担い手への農地の利用集積・集約化でございますが、30年4月現在の農地利用集積面積は4.31ヘクタールでございますので、農政課とも協議を行ない、目標案といたしましては、過去の実績を踏まえまして新規就農面積を含め5.31ヘクタールとしております。

活動計画案については、ご覧のとおりでございます。

続いて、3の新たな農業経営を営もうとする者の参入促進でございますが、過去3年間においては、新規参入は28年度の1経営体でございますので、目標案といたしましては、1経営体としております。

活動計画案については、ご覧のとおりでございます。

次に3ページ目をお願いいたします。

4の遊休農地に関する措置でございますが、平成30年4月現在の遊休農地面積は21.0ヘクタール、管内農地面積の3.84パーセントとなっております。

平成30年度の遊休農地の解消面積の目標案としましては、2.0ヘクタールといたしました。

この理由といたしましては、昨年度は新体制になり、皆様のご尽力のもと、8.3ヘクタールを解消することが出来ましたが、遊休農地の多くは接道が無いとか、水利が絶たれた水田であり、農地所有者個人の力では解決できない問題も多いため、過去の実績を踏まえまして、2.0ヘクタールとしております。

活動計画案の内容については、ご覧のとおりでございます。

続いて、5の違反転用への適正な対応でございますが、平成30年4月現

	<p>在の違反転用面積が0.2ヘクタールでございますので、30年度の目標案といたしましては、この0.2ヘクタールの違反転用を解消面積としております。</p> <p>活動計画案については、ご覧のとおりです。</p> <p>「平成30年度の目標及びその達成に向けた活動計画(案)」の説明は以上でございます。</p> <p>なお、この平成29年度の点検・評価と平成30年度の計画に付きましては、本日、ご承認いただけましたら、市公式ウェブサイトなどで公表するとともに県を通じまして、国に報告することとなります。</p> <p>説明は、以上でございます。</p>
議 長	<p>事務局からの説明がおわりました。</p> <p>それでは、これより質疑に入ります。</p> <p>ご発言のある方は挙手をお願いいたします。</p>
各 委 員	なし
議 長	<p>「なし」という声がありました。それでは、お諮りいたします。</p> <p>議案第1号「平成29年度市川市農業委員会活動計画の点検・評価」及び「平成30年度市川市農業委員会活動計画」について、承認することに、ご異議ございませんか。</p>
各 委 員	異議なし
議 長	<p>「異議なし」ということでございますので、承認することに決定いたします。</p> <p>議案第2号「農地法第5条の規定による許可申請について」、1件でございます。</p> <p>事務局から議案の説明をお願いします。</p>
事 務 局	<p>議案第2号「農地法第5条の規定による許可申請について」、今回の申請は、1件でございます。</p>

<p>議 長</p>	<p>議案の2ページをお願いいたします。</p> <p>申請受付日は、平成30年5月25日でございます。</p> <p>申請地は柏井町で、地目は畑、面積は327平方メートル、外1筆、合計面積は624平方メートルです。</p> <p>区域区分は市街化調整区域ですが、農業振興地域ではありません。</p> <p>申請理由につきましては、資材置場を目的に所有権の移転をするものでございます。</p> <p>説明は、以上でございます。</p> <p>次に、調査班による現地調査報告でございますが、調査は第3班が実施しております。</p> <p>調査結果につきまして、ご報告をお願いします。</p>
<p>議席 5番</p>	<p>現地調査は、平成30年5月31日に農地調査班第3班の委員で行いました。</p> <p>申請地は、柏井小学校の北西側、概ね300メートルに位置し、現況は路地畑になっておりました。</p> <p>農地区分については、第1種農地及び第3種農地のいずれの要件にも該当しない、農地の広がり狭い地域であることから、第2種農地と判断されます。</p> <p>転用にとまなう周辺農地への影響ですが、特に造成等を行わずに、植木置場にするとのことで影響はないとのことです。</p> <p>隣接農地の所有者からの要望により、日影の阻害防止のため外構工事は行わないとのことです。</p> <p>譲渡人は、要望により所有権の移転をするものです。</p> <p>以上のことから、現地調査班の意見としましては、事業計画及び転用の基準に適合することから、許可相当と思います。</p> <p>以上、よろしくご審議のほど、お願いいたします。</p>
<p>議 長</p>	<p>第3班から調査報告をしていただきました。</p> <p>次に、農地法の許可基準に照らしての審査結果について、事務局から説明</p>

<p>事務局</p>	<p>をお願いします。</p> <p>それでは、農地法の許可基準に照らして、ご説明させていただきます。</p> <p>譲受人は、市内に本店を置き、造園業を主な事業とする法人の役員です。</p> <p>現在、隣接に資材置場を所有しておりますが、手狭であることから、既存施設の近くに土地を探していたところ、譲ってもらえることになり、申請に至ったとのことです。</p> <p>資力及び信用についてでございますが、工事費等につきましては、自己資金により賄うことが申請書類により確認されております。</p> <p>一方、信用についてでございますが、過去の状況を確認したところ、農地法違反もなく、特に問題はありませんでした。</p> <p>転用行為の妨げになる権利を有する者の有無についてでございますが、農地台帳や土地登記簿謄本等で、賃借人がいないことを確認いたしました。</p> <p>転用による周辺への影響ですが、調査班のご報告どおり、とくに問題はございません。</p> <p>工事の予定につきましては、許可有り次第に着工し、完了は着工後1ヶ月となっております。</p> <p>以上のことから、転用計画の実現については、確実性が認められるものと思われます。</p> <p>説明は、以上でございます。</p>
<p>議長</p>	<p>事務局からの説明がおわかりました。それでは、これより質疑に入ります。</p> <p>ご発言のある方は挙手をお願いいたします。</p>
<p>各委員</p>	<p>なし</p>
<p>議長</p>	<p>「なし」という声がありました。</p> <p>議案第2号「農地法第5条の規定による許可申請」について、お諮りいたします。</p> <p>許可相当と決定することに、ご異議ございませんか。</p>

各 委 員	異議なし
議 長	<p>「異議なし」ということですので、許可相当という意見を付して、県知事に送付することに決定いたします。</p> <p>続きまして、議案第3号「平成30年度第2次農用地利用集積計画の決定について」、1件ございます。</p> <p>なお、本件につきましては、宮内委員が利害関係人となっております。「農業委員会等に関する法律第31条」議事参与の制限に該当しますので、宮内委員には恐れ入りますが、ご退室をお願いします。</p>
	(宮内委員退室)
議 長	それでは、事務局から議案の説明をお願いします。
事 務 局	<p>議案第3号「平成30年度第2次農用地利用集積計画の決定について」ご説明いたします。</p> <p>4ページをお願いいたします。</p> <p>本件は、平成30年5月22日付けで、市川市長より平成30年度第2次農用地利用集積計画（案）が提出されましたので、農業経営基盤強化促進法第18条第1項並びに農業委員会等に関する法律第6条第1項の規定により、農業委員会の決定を求めるものでございます。</p> <p>以上でございます。</p>
議 長	<p>次に、調査班による現地調査報告でございますが、調査は第1班が実施しております。</p> <p>調査結果につきまして、ご報告をお願いします。</p>
議席 1番	<p>議案第3号「平成30年度第2次農用地利用集積計画の決定について」調査報告をいたします。</p> <p>本件の調査にあたっては、担当の宮内委員が利害関係人となっていることから、市川市農業委員会調査班の設置要綱第5条、調査参与の制限に該当し</p>

	<p>ておりますので、宮内委員に代わり職務代理者に調査をお願いしました。</p> <p>現地調査は、平成30年5月30日に、私と職務代理者、5地区の推進委員で行いました。</p> <p>貸し手は堀之内4丁目在住で、堀之内1丁目の畑1筆、面積768平方メートルを、北国分4丁目在住の農家の方に使用貸借するもので、設定期間は本年7月1日から5年間です。</p> <p>現況は、作付けはされておられません但良好保全された露地畑でした。</p> <p>借り手は、同地区で約1.3ヘクタールの露地畑を経営する農家で、労働力も豊富なことから、利用権設定後も適切に管理していくことが見込まれます。</p> <p>調査班としましては、本案件について、平成30年度第2次農用地利用集積計画として決定してよろしいかと思ひます。</p> <p>以上、ご審議の程よろしくお願ひいたします。</p>
議 長	<p>第1班から調査報告をしていただきました。</p> <p>それでは、これより質疑に入ります。</p> <p>ご発言のある方は挙手をお願いいたします。</p>
各 委 員	なし
議 長	<p>「なし」という声がありました。それでは、お諮りいたします。</p> <p>議案第3号「平成30年度第2次農用地利用集積計画の決定について」、原案のとおり決定することに、ご異議ございませんか。</p>
各 委 員	異議なし
議 長	<p>「異議なし」ということですので、原案のとおり決定いたします。</p> <p>それでは、議案の審議が終了しましたので、宮内委員は入室してください。</p> <p>(宮内委員入室)</p>

議 長	<p>以上で、議案の審議は終了いたしました。</p> <p>次に、報告案件が2件ございます。</p> <p>報告第1号「農地法第4条又は第5条の規定による農地転用の届出について」、事務局長専決分が5月分33件ございます。</p> <p>事務局より、報告いたします。</p>
事 務 局	<p>報告第1号「農地法第4条又は第5条の規定による農地転用の届出について」ご説明いたします。</p> <p>6ページをお願いいたします。</p> <p>農地法第4条届出及び農地法第5条届出について、事務局長において専決しましたのでご報告いたします。</p> <p>今回の報告は、平成30年5月1日から同年5月31日までに届出があったものでございます。</p> <p>農地法第4条の届出は22件、38筆、9,760.50平方メートルでございます。</p> <p>また、第5条の届出につきましては、11件、26筆、7,096.41平方メートルでございます。</p> <p>第4条と第5条を合せますと、33件、64筆、転用面積は、16,856.91平方メートルとなります。</p> <p>内訳につきましては、7ページから13ページとなっております。</p> <p>以上でございます。</p>
議 長	<p>報告事項でございますので、ご了解をお願いいたします。</p> <p>次に、報告第2号「地目変更登記に係る回答について」、3件ございます。</p> <p>事務局より、報告いたします。</p>
事 務 局	<p>報告第2号「地目変更登記に係る回答について」、3件ご報告いたします。</p> <p>14ページから15ページをお願いいたします。</p> <p>(1)と(2)は関連しておりますので、一括してご報告いたします。</p> <p>本件は、平成30年5月11日付けで、千葉地方法務局市川支局から照会があったものでございます。</p>

土地の所在は、(1)は、新井の1筆、面積は352平方メートル、(2)も新井の1筆、面積は99平方メートルで、ともに市街化区域に位置しております。

登記簿の地目を(1)は「田」から「宅地」に変更するため、(2)は「畑」から「宅地」に変更するため、法務局へ地目変更登記申請書が提出されたことから、今回の照会がなされたものでございます。

本件に係る申請状況としましては、(1)と(2)は、いずれも昭和60年10月7日に農地法第4条に基づき、「共同住宅」として転用許可を受けております。

そこで、事務局職員による現地確認後、平成30年5月17日に農地調査班第3班の農業委員及び区域を担当する農地利用最適化推進委員に状況の説明を行い、回答について了承をいただいたものでございます。

なお、回答書の記載内容でございますが、現況確認の結果に基づき2件とも「非農地」と回答し、その他参考事項として、現況が許可どおりであることから「転用目的どおり」と回答したものでございます。

次に、(3)でございます。

16ページをお願いいたします。

本件は、平成30年5月18日付けで、千葉地方法務局市川支局から照会があったものでございます。

土地の所在は、宮久保の1筆、面積は167平方メートルで、市街化調整区域に位置しております。

登記簿の地目「田」から「雑種地」に変更するため、法務局へ地目変更登記申請書が提出されたことから、今回の照会がなされたものでございます。

本件に係る申請状況としましては、昭和44年7月17日に農地法第5条に基づき、「住宅」として転用許可を受けております。

そこで、事務局職員による現地確認後、平成30年5月29日に農地調査班第3班の農業委員及び区域を担当する農地利用最適化推進委員に状況の説明を行い、回答について了承をいただいたものでございます。

なお、回答書の記載内容でございますが、現況確認の結果に基づき「非農地」と回答し、その他参考事項として、転用目的相違、現況は「駐車場跡地」と回答したものでございます。

議 長	<p>以上でございます。</p> <p>報告事項でございますので、ご了解をお願いいたします。</p> <p>以上をもちまして、会議日程に基づく審議はすべて終了しました。</p> <p>これで、平成30年度第3回市川市農業委員会定例総会を閉会といたします。</p> <p>ご協力、ありがとうございました。</p>
-----	---